|  |  |
| --- | --- |
| 水栓番号 | 第　　　　　　　　号 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月　　日　三原市水道事業　　三 原 市 長　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者（給水装置の所有者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　　（　　　　）※　個人が手書きしない場合及び法人又は個人事業者の場合は，記名押印してください。管路活水器等設置条件承諾書

|  |  |
| --- | --- |
| 給水装置設置場所 | 三原市 |

　給水装置への活水器等の設置について，下記の条件を承諾します。**記**　１　管理者の水質責任範囲は，活水器等の上流までとし，これより下流は申込者の責任で管理すること。　２　三原市水道事業給水条例第17条（水道使用者等の管理上の責任）の規定に基づき，当該装置の使用に応じて適正な管理を行うこと。　３　集合住宅等，申込者以外の使用者がいる場合は，当該装置の使用状況及び管理責任等について十分説明し，使用についての承諾を得ること。　４　災害・その他正当な理由（給水制限時，事故発生時，水道施設の工事等）によって，一時的な断水や水圧低下等が発生したことに起因し，当該装置の機能低下や故障等が発生しても，管理者が一切責任を負わないこと。　５　水質検査のために，直結の共用給水栓を設置すること。　６　その他当該装置に起因して問題が生じた場合は，申込者が責任をもって解決すること。　７　申込者の事情により当該装置を撤去するときは，管理者に撤去工事の申込みを行うこと。　８　当該装置の所有者を変更するときは，上記事項について譲受人に継承するとともに，新所有者より所有者の変更届及び承諾書を管理者に提出させること。 |